

むつ市スマートシティ推進協議会 会則

(名称)

第1条 本協議会の名称は、むつ市スマートシティ推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、様々な主体が連携し、地域課題の解決を図るため、デジタルを活用し、地域の個性と豊かさを生かしつつ、都市部に負けない生産性・利便性も兼ね備え、心豊かな暮らしと持続可能な地域づくりの実現を目指すことを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) スマートシティ関連情報の共有
- (2) 会員間での連携に対する支援
- (3) 課題解決策等に関する活動

(組織)

第4条 協議会は、会則第2条の目的に賛同する団体等の会員により構成される。

2 協議会への入会の可否については、会長が決定する。

3 協議会を退会しようとする会員は、書面により協議会に届け出て退会することができる。

4 会員が次の各号のいずれか又はすべてに該当する場合、その会員の三分の二の同意を得て、除名することができる。

- (1) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
- (2) 会員が解散又は営業を停止したとき
- (3) 暴力団等反社会勢力と関係があることが判明したとき
- (4) その他、協議会の運営にあたって重大な支障が生じるなど正当な事由があると認められた時

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- 会 長 1名
副会長 2名

(役員を選出)

第6条 役員は総会において、会員の中から選出する。会長は選出された役員による互選とし、副会長は選出された会長より指名する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、二年度とする。ただし、再任を妨げない。

2 代表が役員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても、後任者が選任されるまでの間は、前任者がその職務を行うものとする。

(会議等)

第9条 協議会は、必要に応じて代表が招集し開催する。

2 協議会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、代表の決すところによる。

(ワーキンググループ)

第10条 協議会に、具体的な事業を検討、実施するため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに幹事を置き、代表が指名する。

3 ワーキンググループのワーキンググループメンバーは、幹事が指名する。

4 前3項に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の意見聴取等)

第11条 協議会は、活動のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、会長が所属する団体に事務局を置く。

(秘密保持義務)

第13条 会員は、秘密保持に関する次の各号を遵守する。

(1) 協議会において知り得た活動内容または他の会員に関する一切の情報及び相互の交流により知り得た他の会員の秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(2) 退会後についても、上記の情報、秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。

(知的財産権等の帰属)

第14条 協議会の活動に関連した知的財産権等（特許、著作権等）については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 会員が提供した資料、情報等にかかる知的財産権等（特許、著作権等）は当該会員に帰属する。
- (2) 新たに知的財産権等に関する出願等を行う場合は、協議会に報告の上、別途協議を行う。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の会務の執行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和4年7月27日から適用する。